

令和8年度横浜市高等学校奨学生に採用された方へ

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課

支給までの流れについて

- 口座情報等に不備がない方については、10月26日頃に指定された口座に支給する予定です。
※不備等により口座振込払申出書を提出依頼中の方も、期限内に学校へ提出された場合は同様に10月26日頃の支給を予定しています。
- 継続採用者は昨年度支給された口座、新規採用者は応募時に指定された口座に支給します。
※振込口座は、原則として生徒本人名義の口座です。振込が確認できない場合は、生徒本人名義の口座も併せてご確認ください。

継続採用について

- 横浜市高等学校奨学金は、原則として正規修業年限（本来の卒業年度）まで支給します。
ただし、退学した場合や保護者が横浜市外に転居した場合は、その時点で奨学生の資格を失い、支給を終了します。
- 年度末に学校より報告書を御提出いただき、修業状況に課題が見られない場合は継続して採用されます。学校を通じて個別に連絡がない方は、基本的に継続採用予定となります。
継続採用予定の方には令和9年6月頃に、在学する高等学校を通して採用予定であることを通知します。継続採用予定の方は、新規応募時に提出した願書等の書類を再提出する必要はありません。
- *著しく成績が低下した場合や、学校を長期間休んだ場合などは、継続採用されないことがあります。
- *退学や保護者の市外転居などで奨学生の資格を失った方が、翌年度以降に再度奨学金の支給を希望される場合は、改めて新規で応募していただく必要があります。

奨学生や保護者の状況について

奨学生や保護者の状況に変更があるときは、直ちに学校に連絡し、異動届を提出してください。

主な状況の変更	横浜市教育委員会の対応
・奨学生が高等学校を退学する場合 ・保護者が横浜市外へ転居する場合	奨学生の資格喪失 及び支給終了
奨学生が休学する場合	支給の休止
奨学生が復学する場合	支給の再開 ※正規修業年限内のみ
・奨学生本人が転居（横浜市内・市外問わず） または 保護者が横浜市内で転居する場合 ・氏名等が変更となる場合 ・口座情報を変更する場合 ・氏名等が変更し、口座情報も変更する場合 ・奨学生が転学する場合 ※ ・保護者が変更となる場合 ※ など	横浜市の登録情報変更のみ ※転学先が高等学校でない場合、市外居住の保護者に変更の場合などは資格喪失になります。

※横浜市奨学金は一年分をまとめて一回で支給するため、退学や保護者の市外転居等による資格喪失が支給後に判明した場合は、資格喪失後の月の分の奨学金を返還していただきます。

※異動届は横浜市ホームページまたは下記二次元バーコードよりオンラインで提出できます。



横浜市教育委員会事務局
学校支援・地域連携課 高校奨学金担当
電 話 045 (671) 3474
FAX 045 (681) 1414